第19回 横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会

日時 令和5年8月17日(木)14:00~16:00 場所 市庁舎 27 階共用会議室 S 03 (オンライン会議)

次 第

- 1 開会
- 2 議事
- (1) 部会長等の選出について(資料1)
- (2) 横浜・人・まち・デザイン賞の概要について(資料2)
- (3) 第11回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について(資料3~5)
- (4) 第11回横浜・人・まち・デザイン賞の応募状況(資料6)
- (5) その他(資料7)
- 3 閉会

貨

資料	
(資料1)	横浜市地域まちづくり推進条例等(抜粋)
(資料2)	横浜・人・まち・デザイン賞の概要について
(資料3)	第11回横浜・人・まち・デザイン賞の進め方について
(資料4)	第 11 回横浜・人・まち・デザイン賞のスケジュール
(資料5)	様式等
(資料6)	第 11 回横浜・人・まち・デザイン賞応募一覧
(資料7)	募集・広報の実施について
(参考資料1)	横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱
(参考資料2)	横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(参考資料3) 横浜まちづくり顕彰事業実施細目

■横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会委員 名簿

令和5年8月時点

	氏 名	現 職	
	かたおか きみかず 片岡 公一	㈱山手総合計画研究所代表取締役	指名委員
委員	かとう こうすけ 加藤 功甫	特定非営利活動法人 Connection of the Children 代表理事	専門委員
	たかむら のりこ 高村 典子	市民(公募委員)	指名委員
	たなべ ひろこ 田 邊 寛子	まちひとこと総合計画室代表	専門委員
	v 5 c	東京都市大学名誉教授	指名委員

(五十音順、敬称略)

	entells light 榊原 純	都市整備局地域まちづくり部長
事務局	村瀬 亮二	同地域まちづくり課担当課長
	大嶽洋一	同地域まちづくり課担当係長

横浜市地域まちづくり推進条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、市民等及び横浜市(以下「市」という。)が協働して行う地域まちづくりに関し、市民等及び市の責務を明らかにするとともに、地域まちづくりに関する施策の基本的事項を定めることにより、安全で快適な魅力あるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民等 市内において、居住する者、事業を 営む者、土地、建物等を所有する者又は地域ま ちづくりに関する活動を行う者をいう。
 - (2) 地域住民等 地域において、居住する者、事業を営む者又は土地、建物等を所有する者をいう。
 - (3) 地域まちづくり 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全その他の地域の環境の維持又は改善の取組をいう。

(基本理念)

- 第3条 市民等は、身近な地域において、健康で文化的な生活を営み、創造的な活動を行うため、この条例の定めるところにより、地域まちづくりに参画する権利及び責務を有する。
- 2 地域まちづくりにおいては、市民等の主体的な 取組が尊重されなければならない。
- 3 地域まちづくりは、市民等及び市の信頼、理解 及び協力に基づき取り組まれなければならない。 (表彰)
- 第 15 条 市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができる。

(地域まちづくり推進委員会)

- 第16条 <u>市長の諮問に応じ、地域まちづくりに関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市地域まちづくり推進委員会を置く</u>
- 2 推進委員会は、地域まちづくりの推進に関する 基本的事項について、市長に意見を述べることが できる。
- 3 推進委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

横浜市地域まちづくり推進条例施行規則(抜粋)

(会議)

- 第22条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委 員長がその議長となる。ただし、委員長が選出さ れていないときは、推進委員会の招集は、市長が 行う。
- 2 推進委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数を もって決し、可否同数のときは、委員長の決する ところによる。

(部会)

- 第23条 推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。
- 2 部会は、委員長が指名する委員及び次条第2項 の規定に基づき市長が任命する専門委員をもって 組織する。
- 3 <u>部会に部会長を置き、部会長は、部会の委員及</u>び専門委員の互選によって定める。
- 4 前条の規定は、部会の会議について準用する。 この場合において、同条中「委員長」とあるのは 「部会長」と、「委員」とあるのは「部会の委員又 は専門委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

- 第 24 条 特別の事項を調査審議させるため必要が あるときは、部会に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が 必要と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

(委員及び専門委員の守秘義務)

第25条 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱(抜粋)

(設置)

第1条 横浜市地域まちづくり推進条例(平成17年 2月25日横浜市条例第4号。以下「条例」とい う。)第15条に規定する表彰について審議するた め、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則(平 成17年9月15日横浜市規則第113号。以下「規 則」という。)第23条に基づき、横浜市地域まち づくり推進委員会(以下「推進委員会」という。) に表彰部会を置く。

(所掌事務)

- 第2条 表彰部会は、市長の諮問に応じて、次の各 号に掲げる事項について審議する。
 - (1) 条例第 15 条に基づく表彰案件の選考に関すること。
- (2) その他表彰の実施に必要な事項に関すること。 2 表彰部会は、前項の諮問に関連する事項につい て、市長に意見を述べることができる。

(表彰部会の組織)

第3条 表彰部会は、推進委員会の委員長が指名する委員及び市長が任命する専門委員5人以内をもって組織する。

(部会長及び職務代理者)

- 第4条 <u>表彰部会に、部会長及び職務代理者1人を</u> 置く。
- 2 部会長は、表彰部会を代表し、会務を総理する。
- 3 職務代理者は、部会長の指名によって定める。
- 4 職務代理者は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

■横浜・人・まち・デザイン賞の概要について

地域の個性を生かした魅力あるまちづくりを推進する目的で、昭和60年から「横浜まちづくり功労者賞」及び「横浜まちなみ景観賞」を実施し、平成11年度からは「横浜・人・まち・デザイン賞(まちづくり活動部門、まちなみ景観部門)」に統合し、3回実施しました。その後、両部門の根拠となる条例制定の検討に伴い募集を休止していましたが、条例の制定・関連要綱の施行を受けて、平成20年度に、5年ぶりに再開しました。

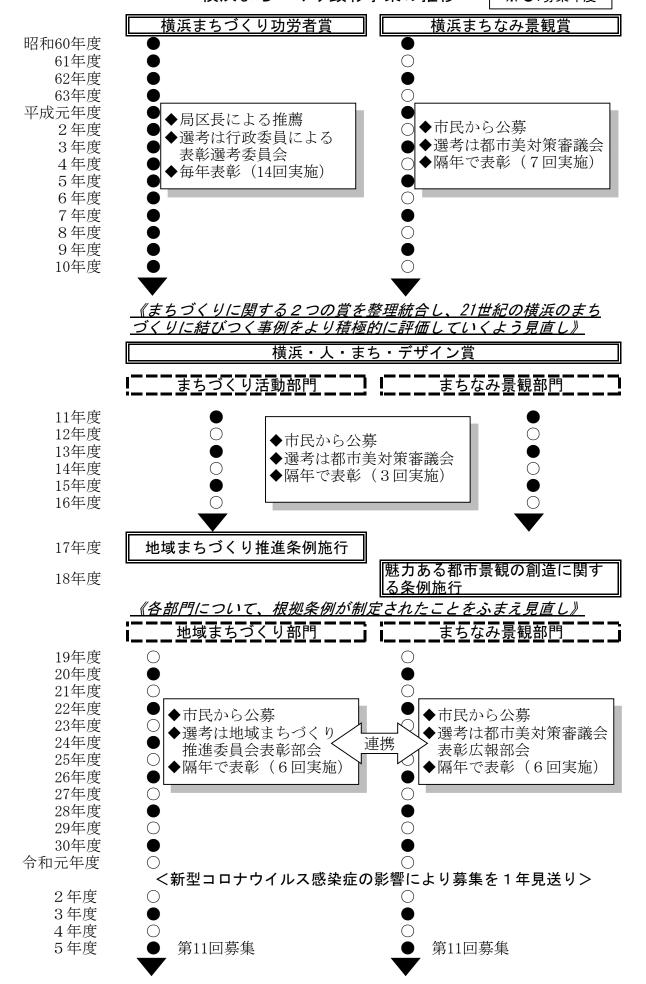
「横浜・人・まち・デザイン賞」は隔年で行われており、魅力あるまちづくりへの貢献が認められる活動を対象とした「地域まちづくり部門」と都市景観の創造や保全に寄与したまちなみを構成する建築物等を対象とする「まちなみ景観部門」の2部門について実施しています。市民公募によるものの中から、「地域まちづくり部門」は横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会、「まちなみ景観部門」は横浜市都市美対策審議会表彰広報部会の選考に基づいて市長が表彰を決定しています。

【地域まちづくり部門】

【地域まち	らづくり部門】
根拠	(横浜市地域まちづくり推進条例第 15 条)
法令等	市長は、地域まちづくりに関して特に著しい功績のあったものに対し、表彰を行うことができ
拉口子	వ .
	(横浜まちづくり顕彰事業実施要綱第2条第1項第2号)
	○地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、 <u>横浜市内</u> に
	おいて横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まちづくりで、概
	ね3年以上の取組実績のあるもの
	※地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号
	地域まちづくり 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は保全そ
顕彰	の他の地域の環境の維持又は保全の取組をいう。
対象	(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第2条)
	○顕彰対象は、原則として民間のものとする。
	○次については顕彰対象から除外する。
	・過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動
	部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの
	・法令、例規等に違反しているもの
	・その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの
	(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第5条)
士 辛′	○表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規等に違反又は、
表彰 対象	表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。
刈家	・横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する地域まちづくり活動の主体である団
	<u>体【本賞】</u> 及び当該 <u>活動を支援した個人または団体【支援賞】</u>
	(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第3条第2項)
	○地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。
	・地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動
選考	・熱意を持って主体的に取り組まれている活動
基準	・多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動
	・活動の独創性、地域資源(人、空間など)を生かした活動
	・継続性・発展性・波及効果が見られる活動

横浜まちづくり顕彰事業の推移

※ ●:募集年度



■第10回横浜・人・まち・デザイン賞の実績

(1) 応募期間 令和3年5月1日~6月30日

(2) 応募状況

地域まちづくり部門:23 通(選考対象 19 件) まちなみ景観部門:90 通(選考対象 79 件)

応募方法		応募を知った場所		
ハガキ	7	市役所	5	
電子申請	8	区役所	3	
庁内推薦	8	その他公共施設	3	
āt	23	新聞·雑誌	2	
推薦方法		ホームページ	4	
自薦	9	友人・知り合いから	1	
他薦	14			

(3) 顕彰及び表彰の選考案件

ア 地域まちづくり部門:6件(主体である団体:6、活動を支援した個人または団体:20)

イ まちなみ景観部門:7件

(4) 表彰式

令和4年5月23日(横浜市庁舎31階レセプションルーム)

第10回横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門受賞事例



▲みんなでつくるコミュニティ農園 「ミソノガーデン」 (鶴見区獅子ケ谷及び港北区師岡町)



▲地域の多職種連携による 見守りネットワーク事業 (鶴見区下末吉を中心とした周辺地域)



▲お年寄りにやさしい街 六角橋 〜オレンジプロジェクト〜(六角橋地区 を中心とした神奈川区全域)



▲美しが丘 100 段階段プロジェクト (青葉区美しが丘1~3丁目)



▲地域で子どもを育てる ~子どもの体験活動と大人の学び支援 ~(青葉区全域)



▲こどもたちの手で大人と一緒に 住み続けられるまちづくり (横浜市を中心に神奈川県全域)

■第10回表彰式の様子(令和4年5月23日 横浜市庁舎31階レセプションルーム)



▲記念写真(地域まちづくり部門)



▲平原副市長からの表彰状授与



▲受賞団体の報道対応の様子

■第10回人・まち・デザイン賞 巡回パネル展(令和4年7月~9月) 表彰式の際に使用した受賞作品を紹介するパネルを区役所で展示しました。



▲神奈川区



▲鶴見区

第 11 回 横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門の進め方

応募期間	令和5年5月1日~6月30日(2か月間)
	(横浜まちづくり顕彰事業実施要綱第2条第2号)
	● 横浜市内における地域まちづくりであること。
	【横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号】
	地域まちづくり 安全で快適な魅力あるまちを実現するために行う市街地の整備又は
	保全その他の地域の環境の維持又は保全の取組をいう。
」 顕彰対象	● おおむね3年以上の取組実績があること。
(募集対象)	(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第2条第2項)
	● 次については顕彰対象から除外する。
	▶ 過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞
	まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの
	▶ 法令、例規等に違反しているもの
	➤ その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの
	(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第5条)
表彰対象	● 地域まちづくり活動の主体である団体【本賞】
	● 活動を支援した個人または団体【支援賞】
 応募方法	● 応募はがき、又はウェブページからの電子申請による応募
加势刀拉	● 自薦、他薦は不問、複数の応募も可
	(横浜まちづくり顕彰事業実施細目第3条第2項)※
	① 地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動
	② 熱意を持って主体的に取り組まれている活動
選考基準	③ 多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動
	④ 活動の独創性、地域資源(人、空間など)を生かした活動
	⑤ 継続性・発展性・波及効果が見られる活動
	※ 第 11 回デザイン賞の募集に向けて、「より市民にわかりやすい審査基準」とな
	るように第 18 回表彰部会等で意見交換を行い、横浜まちづくり顕彰事業実施
	細目を改正(R5.4.3)
	旧選考基準
	① 公共性(地域社会への貢献)が評価されるもの
	② 積極性が評価されるもの
	③ 地域住民等の幅広い参加や他団体との連携が評価されるもの
	④ 今後の活動の継続性・発展性が評価されるもの
	⑤ 創意工夫が評価されるもの

<選考方法>二段階選考

※資料5「様式等」と併せてご覧ください。

1 募集【5月~6月(完了)】

現時点の結果 応募件数:31件 対象案件数:29件(自薦・他薦含む)

- 2 部会委員への情報提供【第19回表彰部会(8月17日)】
 - ・ <u>両部門(地域まちづくり部門、まちなみ景観部門)の応募状況について、部会委員に情報提</u> 供します。【本日】

※応募の部門に疑義がある案件については、事務局から推薦者に確認のうえ、事務局で部門の振り分けを行います。

- 3 書類による活動調査結果の委員への共有等【9月上旬】
 - 一次選考に向け、活動団体及び関係区局に活動状況について調査を実施します。
 - ・ 団体が**調査票A 資料 5-1**、関係区局が**照会票 資料 5-2** を作成します。
 - ・ **調査票A、照会票**を部会の委員にメール及び紙媒体で共有します。

4 **一次選考**【9月~10月】

- ・ 各委員は、**調査票**A及び**照会票**により、<u>3段階評価資料 5-3</u>で採点し、採点結果を事務局に メールで送付します。
- ・ 事務局は、委員からの採点結果を集計。採点の合計から 10 団体程度の選考案を作成し、委員あてにメールで共有します。
- ・ <u>各委員は、選考案についてメールで意見交換し、一次選考結果を確定</u>させます。 ※なお、一次選考結果が確定しない場合は、部会長と事務局で調整した結果について、各委員
- 5 ヒアリングによる活動調査等【11月~12月】

に共有し、一次選考結果を確定させます。

- ・ <u>事務局が団体へ調査票B資料 5-4</u> に記載の共通項目に沿ってヒアリング調査等を行います。 なお、委員から団体への個別等の質問がある場合は、事前に事務局にご連絡ください。
- ・ 併せて、事務局が支援賞対象案件の調査を実施します。(**支援賞推薦票資料 5-5** (団体作成) に基づき調査)
- 6 表彰部会による二次選考【12月下旬~1月上旬】
 - ・ 審査資料及びヒアリング内容を共有した後、委員の意見交換により審議を進めます。
 - ・ 委員一人5票を限度に投票し、<u>委員の過半数の得票(3人以上の支持)がある活動を表彰対</u>象として選考します。(6団体程度を選考) **資料5-6**
 - ・ 併せて、顕彰対象の活動を支援した個人又は団体について、支援賞として選考します。

第 11 回 横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール

地域まちづくり部門

◎地域まちづくり推進委員会表彰部会

[令和4年11月25日]

・第11回の方針・スケジュール等を審議

まちなみ景観部門

◇都市美対策審議会表彰広報部会

「令和4年11月7日]

・第11回の方針・スケジュール等を審議



◎地域まちづくり推進委員会表彰部会・都市美対策審議会表彰広報部会 合同部会 [令和5年1月]

・第11回の方針・スケジュール等を確認、募集方法の審議



○募集[令和5年5月~6月]

・応募はがき又はウェブページからの電子申請による応募

・自薦、他薦は不問、複数の応募も可



○地域まちづくり推進委員会

[令和5年5月31日]・表彰部会委員選任



◎表彰部会[令和5年8月17日]

・部会長選任・審査の流れ確認・応募状況報告



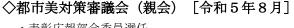




○活動調査等[令和5年7月~8月]

・活動団体及び関係区局に調査を実施し、9月上旬

に調査票等を各委員へ送付



· 表彰広報部会委員選任



◎一次選考 [令和5年9月~10月]

・各委員の評価を基に10団体程度の選考を行う



◇まちなみ景観部門案件調査等

[令和5年8月~10月]

- ・事務局で案件調査を行い、応募案件の個票を作成
- ・個票を各委員へ送付



○活動調査等 [令和5年11月~12月中旬]

- ・地域まちづくりの活動状況の調査を事務局で実施 し、調査票等を作成
- ・12 月中旬に活動調査票等を各委員へ送付



◇都市美対策審議会表彰広報部会 現地視察 [令和5年12月上旬]



◇都市美対策審議会表彰広報部会 本審査[令和5年12月中旬]



※各委員で対応

◎地域まちづくり推進委員会表彰部会(二次選考) [令和5年12月下旬~令和6年1月上旬]



・両部門の選考終了後、市長が表彰対象を決定し、3月頃結果を公表(記者発表・ホームページ等)



○地域まちづくり推進委員会に選考結果を報告 「令和6年3月(予定)]

◇都市美対策審議会に選考結果を報告 「令和6年3月(予定)]

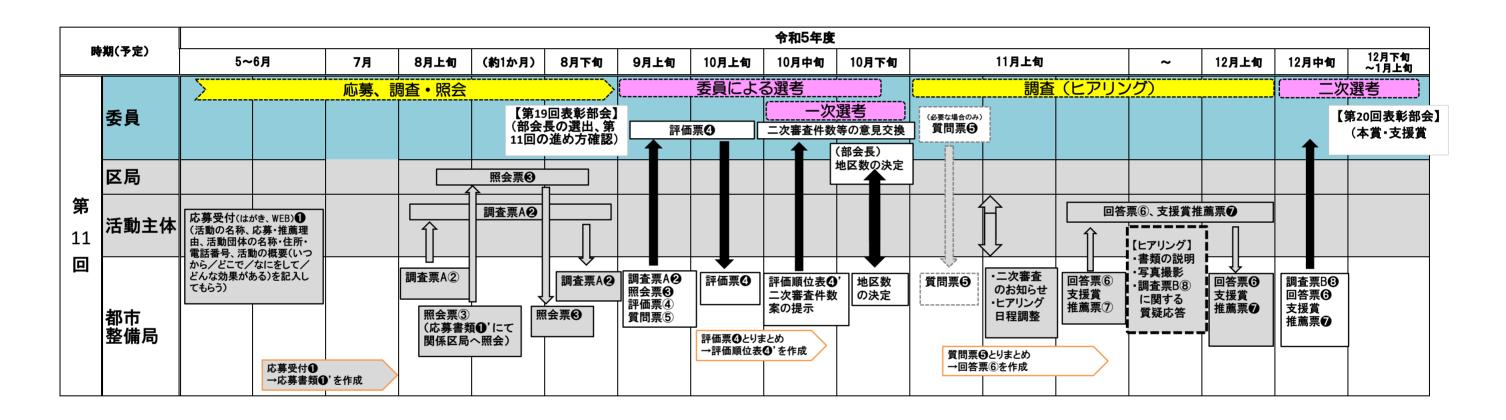


◎表彰式(選考委員出席) [令和6年5月頃]



第11回 横浜・人・まち・デザイン賞 スケジュール詳細

資料4-2



※3ページ以内でまとめてください。パソコンで作成する場合は、文字フォントは MS 明朝で 10.5 ポイント以上としてください。活動に関する資料(活動写真や団体が発行しているニュース等)を A 4 サイズで 4ページ (両面の場合は 2 枚) まで添付することができます。

■応募・推薦された活動について ※応募書類の内容を踏まえて記入してください。

	した伯男(C・ブバ・C)	3 7 %	
活動名	○○○町での買い物サポートお助け隊		
活動の区域	○○○区 ○○○町1-2-3 (○○○周辺)		
現在の活動者数	○人(主要メンバー○○人、サポーター(○○人)		
	活動実績		
活動開始年月	平成 28 年 4 月	参加者数 発行部数等	
これまでの主な	(活動開始から 令和2年度まで)		
地域まちづくり	・平成 28 年 4 月、子育てサークルを結成	・メンバー〇人	
活動実績	・平成29年8月、△△△ケアプラザと、子育て世代や高齢者に	・参加者〇人	
(イベント等を開	とって住みやすいまちづくりの勉強会	主催者〇人	
催した場合は概ね	・平成30年8月、○○町の空き家を借りて、活動拠点を開設		
の参加者数(主催者	・平成31年4月~、半年ごとに区域全域にニュースを配布(町	• 350 部	
と来場者の人数がそ	内会配布)		
れぞれわかるように	・令和2年12月、町内クリーンアップイベント開始	・参加者〇人	
記載ください)と参		主催者○人	
加の呼びかけをし	(令和3年度)		
た範囲、広報誌等	・4月、買い物困難な高齢者向けアンケート	· 回収○部	
を発行した場合は	・8月、買い物サポーター制度開始	利用登録○人	
発行部数も記入)	・11月、町内クリーンアップイベントを実施	サポーター〇人	
※なお、選考対象			
は概ね3年以上	(令和4年度)		
の取組実績があ	・11月、○○公園でクリーンアップイベント(人数を制限しな	・参加者〇人	
る活動です。	がら実施)		
	・ 2 月、川柳コンテストを実施(オンライン)	・応募○通(○人)	
(選考基準⑤※次ペー			
ジ欄外参照)			
<u></u> 会和5年度の活動予定			

令和5年度の活動予定

(毎週や毎月の定例の活動やその他イベントなど、時期・場所・内容等について記載ください)

- ・4月から週2回程度、買い物サポーターによる高齢者の買い物支援活動を実施する。
- ・10月、ZOOMでコミュニケーションイベントを実施する。(高齢者の元気確認、要望把握の機会)
- ・2月、買い物サポート隊の周知活動の一環として、○○町内会内で朝市を実施予定。

資料5-1

活動の目標や理念等を教えてください

子どもから高齢者まで楽しく助け会うことで、住みやすい町をつくる

活動を始めたきっかけ(動機・背景)を教えてください

高齢化や核家族化の影響もあり、隣近所で助け合う機会も減ってきたが、東日本大震災をきっかけに いざという時に助け合える、まちの人の顔が見える関係をつくりたいと思い、子育て中のママを中心と したサークルを立ち上げた。当初は、ケアプラザで活動していたが、地域の空き家を借りて、そこを拠 点とした。

課題解決に向 けて、積極的 に取り組んだ

・サークルでは、子育て世代だけでなく、高齢者とのつながりを持ちたいと考え、地域 のケアプラザと連携しながら、高齢者の困りごとや声を聞き、買い物支援や家の中の困 り事を助ける活動を行った。

ことについて 教えてくださ

・孤食をなくしたいという思いから、週1回、みんなで集まってご飯を食べている。

い(選考基準②※) 活動する上

で、工夫して

・楽しんで活動できるように、ハロウィンやクリスマスなどの季節のイベントも行って いる。

いることにつ いて教えてく

・川柳コンテストでは、高齢者だけでなく、小学生を含む 200 以上の作品の応募があっ た。

ださい

(選考基準④※)

地域住民や関

・○○町内会に協力してもらい、活動ニュースを配布してもらっている。

連団体との関

・○○町内会と一緒に、お祭りや季節のイベントを行っている。

わりについて

・○○公園の愛護会と一緒に、公園の清掃や樹木の植樹を実施している。植樹の際は、

教えてくださ

○○中学校の生徒も参加している。

(選考基準③※)

W

活動による成 果について教

えてください

・住民同士の支え合いを取り戻すきっかけになった。

・孤立しがちだった高齢者と、子育て世代の交流の機会ができ、地域に住んでいる人の 顔がわかるようになった。

(選考基準①※)

・クリーンアップイベントでの清掃や啓発によって、ごみのポイ捨てが減り、まちがき れいになった。

今後の活動計 画や目標につ

・○○中学校の生徒も参加して、○○会議を行い、どうすれば○○町がよくなるか話し 合う会を始める予定。

いて教えてく ださい

・○○小学校の児童と、一緒に街歩きを行い、まちを知るイベントを実施したい。

(選考基準⑤※)

・男性の参加を促進するために、○○会の立ち上げを検討している。

※①地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動②熱意を持って主体的に取り組まれてい る活動③多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動④活動の独創性、地域資源(人、空間など)を生 かした活動⑤継続性・発展性・波及効果が見られる活動が選考基準となります。



[様式1-1] 第 11 回横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門 調査票 A (団体作成)

資料5-1

■活動の主体となる団体について

※活動を主体的に行っている団体が複数の場合には、事務局にご相談ください。

団体名	○○○自治会まちづくり委員会	会員数	00	人
団体の主な活動				
(推薦・応募された活動のほ				
<u>かに</u> 、主たる活動がある場合				
は記載をお願いします)				
表彰履歴	つながりふれあい賞(○○○区役所)			
Web サイト URL	************************************	空欄にして	こください)	
(ソーシャルメディア				
(facebook, twitter,				
Instagram, Youtube				
等)を含む)				

■活動の区域について【位置	

[様式4] 第11回横浜・人・まち・デザイン賞 地域まちづくり部門 照会票(関係区局作成)

資料5-2

以下の活動又は団体についての情報や関連資料等がございましたら、ご提供ください。なお、審査前ですので、当該団体への連絡は行わないようにお願いします。

活動名	
団体名	
活動概要 (応募はがき、WEB から転記)	

■活動や団体に関する情報

【記入の際の注意点】・上記内容を確認し、<u>各区局で把握している情報を記載</u>してください。 **団体に関する答料やWFB サイト**があれば提供してください

団体に関する資料や WEB サイト があれば提供してください。			
活動の動機・背景			
課題解決に向けて、積極			
的に取り組んだこと			
(選考基準②※)			
活動する上で、工夫して			
いること			
(選考基準④※)			
地域住民や関連団体との			
関わり			
(選考基準③※)			
活動による成果			
(選考基準①※)			
今後の活動計画や目標			
(選考基準⑤※)			
その他の情報(行政との			
関わりなど)			
WEB サイト等			

※①地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動②熱意を持って主体的に取り組まれている活動③多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動④活動の独創性、地域資源(人、空間など)を生かした活動⑤継続性・発展性・波及効果が見られる活動が選考基準となります。

中 次	===	7 712	4
■事務	可记	八個	



第11回横浜・人・まち・デザイン賞「地域まちづくり部門」一次選考評価表

【〇〇委員】

IOO多								
をつけてください → る場合は、Oまたは△ グループに関わりがあ	No.	活動の名称	題を見出して解決につおがっている。	取り組まれている活動熱意を持って主体的に	れ参加・参画している 多様な地域住民に開か	生かした活動源(人、空間など)を活動の独創性、地域資	が果が見られる 効果が見られる	合 計 点
	0	【記入例】〇〇〇〇〇の活動	2	1	1	1	2	7
	1		1	0	0	1	2	4
	2		1	0	0	0	0	1
	3		1	2	2	1	2	8
	4	採点記入例	2	1	1	0	2	6
	5		1	1	1	1	1	5
	6		1	1	1	0	0	3
	7		1	1	1	0	1	4
	8		2	1	1	1	1	6
	9		1	2	2	2	1	8
	10		2	2	2	1	1	8
	11		2	2	1	1	1	7
	12		2	2	2	2	2	10
	13		2	2	1	2	2	9
	14		2	2	2	1	2	9
	15		2	2	2	2	2	10
	16 17		2	1	1	2	2	8
	18		2	2	2	2	2	6 10
	19		2	1	0	2	1	6
	20		1	2	2	5	1	11
	21		1	2	0	2	0	5
	22		1	1	1	2	0	5
	23		1	2	0	2	1	6
	24		1	1	1	1	1	5
	25		1	1	2	1	2	7
	26		0	1	0	2	2	5
	27		0	1	2	2	1	6
	28		2	2	0	2	1	7
	29		2	1	2	2	1	8

^{※【3}段階評価】 2点(特に推す)、1点(推す)、0点 で採点 ※ 谷安貝の台計点数から、選考基準ととに半均点を出し、台計点で選考(下図 **参老**)

二次 選考

活動名	(調査票転記)
団体名	(調査票転記)
活動の目標、理念	(調査票抜粋)
過去応募(年度)	

■活動団体へのヒアリング項目

■旧剱団件 ジェテラ	
活動の経過	
(1)きっかけ	
(2)苦労したこと	
(3) 問題をどうや	
って乗り越えたか	
(4)まちはどう変	
わったか	
(500 文字程度)	
ユナゕ ウ/1 旧ご	
まちの宝(人、場所	
等)を教えてくだ	
さい。	
(250 文字程度)	
活動のアピールポ	
イント を教えてく	
ださい。	
(250 文字程度)	

■写真または参考資料

(別紙)

■活動を支援した個人または団体について

地域まちづくり活動の支援を行った個人または団体を「支援賞」として表彰します。

※対象とならない個人または団体

- ・活動団体を構成する組織やメンバー ・行政機関(市役所、区役所など)
- ・資金提供者 ・イベントの協賛者や運営支援者 (活動場所提供など)

活動を支援した個人 または団体の名称	支援された 期間	支援内容	支援を受けたことによる効 果			

第11回横浜・人・まち・デザイン賞「地域まちづくり部門」二次選考評価表

					1@	目投資	票				20	目投算		
順位	NO.	活動の名称	〇〇委員	〇〇委員	〇〇桜凬	〇〇委員	〇〇委員	結果	〇〇桜凬	〇〇委員	〇〇委員	〇〇委員	〇〇委員	結果
	1		0		0			2	0	0			0	3
	2		0	0	0	0		4	_	_	_	ı	-	Ι
	3		0	0	0		0	4	_	_	_	ı	-	Ι
	4		0		0			2	0		0	0	0	4
	5	採点記入例		0		0	0	3	-	-	_	1	-	1
	6						0	1	ı	-	-	1	1	1
	7		0	0			0	3	ı	_	_	1	-	ı
	8					0		1	ı	ı	1	ı	-	1
	9			0		0		2			0	0		2
	10					0	0	2		0				1
		各委員の持ち票(上限5)	5	5	4	5	5		2	2	2	2	2	

[※] 委員一人5票を限度に投票し、委員の過半数の得票(3人以上の支持)がある活動を表彰対象として選考

^{※ 2}回目投票を行う場合、委員一人の持ち票数は「選考する団体数」と同じ(記入例は上限2)

募集・広報の方法について

(1) 記事掲載先

(1) 記事掲載先 ※下線: 新規								
広報内容	時期(予定)	備考						
記者発表	令和5年4月下旬	PR TIMES (配信サービス)						
横浜市ホームページ	令和5年5~6月							
広報よこはま「はま情報」	令和5年5月							
神奈川新聞「市民の広場」	令和5年5月上旬							
テレビ神奈川「ハマナビ」	令和5年5月上旬							
※お知らせコーナー	77年3年3月上旬							
雑誌等	令和5年5月上旬	タウンニュース						
メールマガジン	令和5年5~6月	地域まちづくり課「ヨコハマ 人・まち」、市民活動支援セン ターメルマガ、 <u>都市づくりパブ</u> <u>リックデザインセンター</u>						
関係団体等ホームページ	令和5年5~6月	<u>日経クロステック、</u> 横浜商工会 議所等						
Twitter、Facebook、Instagram等	令和5年5~6月	SNS 等を広報・周知方法とし て積極的に活用する。						
スマートニュース (アプリ)	令和5年5~6月							

(2) 募集リーフレット・ポスター配布先

広報内容	時期(予定)	備考			
区役所、行政サービスコーナー等	令和5年5月				
		地域まちづくり組織、まち普請整			
市内まちづくり活動団体	 令和 5 年 5 月	備団体等			
川内まらうくり佰動団体	77年3月	区役所等を窓口に各種まちづく			
		り団体への周知			
		神奈川県建築士事務所協会、横浜			
		市建築士事務所協会、神奈川県建			
市内建設関係の業界団体	令和5年5月	築士会、横浜建設業協会、神奈川			
		県建設業協会、神奈川ビルヂング			
		<u>協会</u>			
		大学 29 校 (大学・都市パートナー			
市内大学	│ │ 令和 5 年 5 ~ 6 月	シップ協議会 建築系学科があ			
市立中学校・小学校	↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ ↑	る場合は当学科へ送付)			
		市立小 335 校・中学校 144 校			
		区民活動支援センター、社会福祉			
中間支援組織	令和5年5~6月	協議会、まちづくり支援団体、地			
		域ケアプラザ、緑の協会等			
まちづくりコーディネーター	令和5年5~6月				

PR ボックス	令和5年5~6月	鉄道駅等に設置			
(3) その他					
広報内容	時期(予定)	備考			
区役所 <u>等</u> にて広報パネル展示	令和5年5~6月	区役所以外でもパネル展を開催する。また、市 HP 等でパネル展を広報・周知する。			
市庁舎低層部デジタルサイネージ	令和5年5~6月	第10回募集時より			
募集リーフレットに横浜・人・まち・ デザイン賞 HP への QR コードを掲載 同上 HP を整理	令和5年5~6月	過去の受賞景観を閲覧しやす くする。			

横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会要綱

制 定 平成19年10月30日 都地ま第1237号(局長決裁)

(設置)

第1条 横浜市地域まちづくり推進条例(平成17年2月25日横浜市条例第4号。以下「条例」という。)第15条に規定する表彰について審議するため、横浜市地域まちづくり推進条例施行規則(平成17年9月15日横浜市規則第113号。以下「規則」という。)第23条に基づき、横浜市地域まちづくり推進委員会(以下「推進委員会」という。)に表彰部会を置く。

(所掌事務)

- 第2条 表彰部会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について審議する。
- (1) 条例第15条に基づく表彰案件の選考に関すること。
- (2) その他表彰の実施に必要な事項に関すること。
- 2 表彰部会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に意見を述べることができる。

(表彰部会の組織)

第3条 表彰部会は、推進委員会の委員長が指名する委員及び市長が任命する専門委員5人以内をもって組織する。

(部会長及び職務代理者)

- 第4条 表彰部会に、部会長及び職務代理者1人を置く。
- 2 部会長は、表彰部会を代表し、会務を総理する。
- 3 職務代理者は、部会長の指名によって定める。
- 4 職務代理者は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(表彰部会の庶務)

第5条 表彰部会の庶務は、都市整備局地域まちづくり課において処理する。

(表彰部会の運営に関する委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、表彰部会の運営に関し必要な事項は、部会長が表彰部会に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

横浜まちづくり顕彰事業実施要綱

(目的)

第1条 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例(平成18年2月横浜市条例第2号) 第17条及び横浜市地域まちづくり推進条例(平成17年2月横浜市条例第4号)第15 条に基づき、横浜市における、地域の個性を活かした魅力あるまちづくりへの貢献が認 められる「まちなみを構成する建築物等」や、「地域まちづくりの取組」を顕彰し、もっ てまちづくりの推進に寄与する目的で、横浜まちづくり顕彰事業(以下「顕彰事業」と する)を実施する。

(賞及び部門)

- 第2条 顕彰事業には、横浜・人・まち・デザイン賞を設け、まちなみ景観部門、地域ま ちづくり部門について実施する。
 - (1) まちなみ景観部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜市内において地域の個性を活かした魅力ある都市景観の形成に寄与している、まちなみ、建築物、工作物等で、おおむね 10 年以内に新しく造られたもの、又は歴史的建造物等再生されたものであるものとする。
 - (2) 地域まちづくり部門の顕彰対象として応募または推薦することができるものは、横浜 市内において横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項第3号に規定する地域まち づくりで、おおむね3年以上の取組実績のあるものとする。

(審査選考)

- 第3条 顕彰対象の審査選考については各部門において次の機関が行う。
- (1) まちなみ景観部門の審査選考は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会が行う。
- (2)地域まちづくり部門の審査選考は、横浜市地域まちづくり推進委員会表彰部会が行う。

(顕彰対象の決定)

第4条 顕彰対象は、横浜市都市美対策審議会表彰広報部会及び横浜市地域まちづくり推 進委員会表彰部会の選考に基づき、市長が決定する。

(表彰)

第5条 顕彰対象に対する表彰は、市長が隔年1回行う。

(主催等)

第6条 本事業は、横浜市が主催し、必要に応じて趣旨に賛同する団体の協力を得て行う ことができる。

(国土交通大臣への推薦)

第7条 市長は、横浜・人・まち・デザイン賞の受賞者を、国土交通大臣が行う「まちづくりアワード<功労部門>」の候補者として推薦することができる。

(その他)

第8条 この要綱の実施に関し必要な事項は、都市整備局長が別に定める。

付則

- この要綱は、昭和60年10月22日から実施する。
- この要綱は、平成11年10月25日から実施する。
- この要綱は、平成17年 4月 1日から実施する。
- この要綱は、平成20年 3月21日から実施する。
- この要綱は、平成24年 4月 1日から実施する。
- この要綱は、令和 4年 2月 7日から実施する。

横浜まちづくり顕彰事業実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、横浜まちづくり顕彰事業実施要綱(平成24年4月1日改正。 以下「要綱」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考の原則)

- 第2条 顕彰対象は、原則として民間のものとする。ただし、横浜市又はその他の行政機 関等が事業者である建築物、工作物等については、市民の評価が高いと認められる場合 に顕彰することができる。
- 2 次については顕彰対象から除外する。
- (1) まちなみ景観部門については、過去において、横浜まちなみ景観賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちなみ景観部門を受賞したもの
- (2) 地域まちづくり部門については、過去において、横浜まちづくり功労者賞、及び横浜・人・まち・デザイン賞まちづくり活動部門又は地域まちづくり部門を受賞したもの
- (3) 法令、例規等に違反しているもの
- (4) その他顕彰対象としてふさわしくないと認められるもの

(選考基準)

- 第3条 まちなみ景観部門の選考基準は、次の各号によるものとする。
- (1) 地域の個性と魅力にあふれた新しい都市景観の創造に寄与しているもの
- (2) まちの活性化に寄与し、賑わいのある都市景観を形成しているもの
- (3) 歴史的なまちなみ、及び自然景観の保全に寄与し、又はそれらと調和を保っているもの
- (4) 横浜らしさの演出に寄与しているもの
- (5)都市景観と環境や福祉への配慮などの先進的な取り組みが調和しているもの
- (6) その他、優れた都市景観の形成に寄与しているもの
- 2 地域まちづくり部門の選考基準は、次の各号によるものとする。
- (1) 地域の魅力向上や、課題を見出して解決につながっている活動
- (2) 熱意を持って主体的に取り組まれている活動
- (3) 多様な地域住民に開かれ参加・参画している活動
- (4)活動の独創性、地域資源(人、空間など)を生かした活動
- (5)継続性・発展性・波及効果が見られる活動

(調査又は報告)

第4条 市長は審査選考のため必要があるときは、顕彰対象として応募又は推薦することができるもの状況を調査し、又はその関係者から報告を徴することができる。

(表彰対象)

- 第5条 表彰は、顕彰対象に関連した次に掲げるものに対して行う。ただし、法令、例規 等に違反又は、表彰対象とふさわしくないと認められる物については、表彰対象としない。
- (1) まちなみ、建築物、工作物等の事業者、設計者、施工者等
- (2) 横浜市地域まちづくり推進条例第2条第1項に規定する地域まちづくり活動の主体である団体及び当該活動を支援した個人または団体
- (3) その他顕彰対象に関連するもの

(表彰方法)

- 第6条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。
- 2 表彰対象に対し、記念品を贈呈することができる。

(事務局)

- 第7条 表彰に関する事務を処理するため、事務局を設ける。
- 2 事務局は、まちなみ景観部門においては都市整備局景観調整課、地域まちづくり部門 においては同局地域まちづくり課に置く。

(その他)

第8条 この実施細目に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

- この細目は、平成11年10月25日から実施する。
- この細目は、平成17年 4月 1日から実施する。
- この細目は、平成20年 3月21日から実施する。
- この細目は、平成24年 4月 1日から実施する。
- この細目は、平成25年 4月 1日から実施する。
- この細目は、令和5年 4月 3日から実施する。